

川俣町小島地区

-大学生交流事業と集落再生への提案-

事業報告書

東北大学工学研究科都市・建築学専攻
建築空間学研究室 中山間地域研究グループ

交流事業及び調査概要

平成22年

- 9月3日 川俣町の概況 小島地区集落の方へのヒアリング
- 10月2～3日 朝市への参加とヒアリング
川俣町町内の資源調査
小島地区集落内の資源調査
小島地区の方々との夕食会
民泊
3グループに分かれての集落内農家の方々へのヒアリング
- 11月7日 集落の再生提案のディスカッション（大学内）
- 11月16日 交流館の整備状況と集落の方との提案内容のヒアリング
- 11月22日 全体報告会
- 12月10日 集落への報告

過疎問題の整理

過疎地域自立促進法 [平成 12 年法律第 15 号]

[目的]

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする（平成 12 年度～平成 21 年度）。

[過疎市町村の要件] …人口要件、財政力要件とも充足すること。

(1) 人口要件：以下のいずれかに該当する市町村

[1] 535 ～ H7 の 35 年間人口減少率が 30% 以上

[2] 535 ～ H7 の 35 年間人口減少率が 25% 以上、かつ高齢者比率（65 歳以上）24% 以上

[3] 535 ～ H7 の 35 年間人口減少率が 25% 以上、かつ若年者比率（15～29 歳）11% 以下

※ [1]～[3] の場合は、S45 ～ H7 の 25 年間で 10% 以上人口増加の団体は除く。

[4] S45 ～ H7 の 25 年間人口減少率が 19% 以上

(2) 財政力要件：平成 8 年度～平成 10 年度の 3 か年平均の財政力指数が 0.42 以下、かつ、公営施設収益が 13 億円以下。

[主な支援措置]

(1) 国庫補助率のかさ上げ（過疎法 10 条、11 条）

(2) 過疎対策事業債の発行（過疎法 12 条）

(3) 都道府県代行制度（過疎法 14 条、15 条）

(4) 行政上の特別措置（過疎法 16 条～25 条）

(5) 金融措置（過疎法 26 条～28 条）：農林漁業金融公庫等からの資金の貸付け等

(6) 税制措置

(7) 地方税の課税免除・不均一課税に伴う地方交付税の減収補てん措置（法 31 条）

[合併に伴う措置]

過疎法の要件を満たさない合併市町村について、旧過疎地域市町村の区域を過疎地域とみなして過疎法に規定する措置の対象とする。

[目的]

過疎化、高齢化の進展等が顕著な中山間地域（特定農山村地域）の活力を回復するため、地域における創意工夫を生かしつつ、農林業その他の事業の活性化のための基盤整備を促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、もって豊かで住みよい農山村の育成に寄与することを目的とする。

[特定農山村の要件]

1. 市町村単位：次の①、②、③及び④の要件をすべて満たすこと

① 地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利であること（a 又は b を満たす）

a 全耕地面積に占める急傾斜耕地面積の比率が高いこと（傾斜度 1/20 以上の田又は傾斜度 15 度以上の畑の面積が 50% 以上）

b 林野率が 75% 以上であること

② 土地利用状況、農林業従事者数等から農林業が重要な事業であること（a 又は b を満たす）

a 農林業従事者割合が 10% 以上であること

b 農林地率が 81% 以上であること

③ 3 大都市圏の既成市街地等でないこと

④ 人口が 10 万人未満であること

2. 旧市町村単位（昭和 25 年 2 月 1 日現在の市町村の区域）：市町村単位で 1.②を満たし、かつ旧市町村単位で 1.①及び④を満たすこと

[主な支援措置]

1. 農林業等活性化基盤整備計画

新規作物の導入等による農業経営の改善、地域特産物の生産・販売の推進、農用地・森林の保全等、都市との交流増大、就業機会の増大、人材育成など

○ 中山間地域活性化推進事業（ソフト事業）の実施

○ 山村振興等農林漁業特別対策事業、中山間地域総合整備事業、農地環境整備事業及び中山間地域総合農地防災事業の優先選択

○ 森林組合法、土地改良法の特例

○ 第 3 セクターが設置する農林業を担うべき人材の育成施設等についての税制上の特例

2. 農業経営改善・安定計画：中山間地域経営改善・安定資金による低利融資

3. 農林地所有権移転等促進計画

（耕作放棄地等低利用地を農地に、活性化施設用地への転用と代替農地の取得を一括処理）農地法、農振法、都市計画法の特例、税制上の特例

山村振興法 [昭和 40 年法律第 1 号]

[目的]

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村が産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある実状にかんがみ、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の増進と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的とする。

[振興山村の要件]：1960 年農林業センサスに基づく林業調査の結果による当該旧市町村の区域に係る

・林野率が 75% 以上かつ人口密度が 1.16 人/ha 未満

であり、当該旧市町村の公共施設等の整備が十分に行われていないため、当該旧市町村の区域における経済力の増進及び住民の福祉の向上が阻害されていること。（旧市町村単位で指定）

[主な支援措置]

1. 基幹道路の都道府県代行制度（後進地域の特例あり）（農林水産省・林野庁・国土交通省）

2. 特別対策事業の実施

○ 元氣な地域づくり交付金：中山間地域等の振興（ハード）（農林水産省）

3. 国庫補助率（交付率）の嵩上げ

○ 公立小学校危険校舎等の改築 1/3⇒5.5/10（文部科学省）

○ 林野火災対策用施設整備 1/3⇒5.5/10（消防庁）

4. 税制措置等：森林・農用地の保全事業を実施する認定法人に対する法人税、地方税の不均一課税等

[山村振興法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 8 号）の概要]

1. 法期限の延長

法期限を 10 年間延長（平成 17 年 3 月末→平成 27 年 3 月末）し、特例措置を継続。

2. 計画体系の変更

地域の創意工夫を生かし、地域の主体的な振興を促進するため計画体系を変更。

3. 認定法人制度の拡充（平成 17 年度税制改正関連）

山村における農林産物製造・加工・販売、都市等との交流を促進するため、山村振興法に基づく

認定法人の事業範囲（特別償却制度の対象範囲）の要件緩和等。

4. 配慮規定の追加・拡充

①情報流通の円滑化及び通信体系の充実

情報通信が産業振興のために重要であることを明記するとともに、高度情報通信ネットワーク等の充実を図る規定を明記。

②医療の確保

ドクターヘリ等を含む医療機関の協力体制の整備に関する規定を明記。

③都市・山村交流の促進

都市と山村との間の交流の促進、教育のための森林の利用の促進等について適切な配慮を行う規定を追加。

④鳥獣被害の防止

生活環境の保全、農林水産業の振興を図るため、鳥獣による被害の防止について適切な配慮を行う規定を追加。

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律

[目的]

人口の減少、高齢化の進展等により、農山漁村の活力が低下していることにかんがみ、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進による農山漁村の活性化を図るため、地方公共団体が作製する活性化計画に係る制度を創設するとともに、当該計画の実施のための交付金を交付する措置等を講ずる。

[法律の内容]

1. 基本方針の策定：区には、定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針を定める。（第 4 条）

2. 活性化計画の作成：①農山漁村の振興のための生産基盤及び施設の整備に関する事業

②生活環境施設の整備に関する事業

③地域間交流のための施設の整備に関する事業

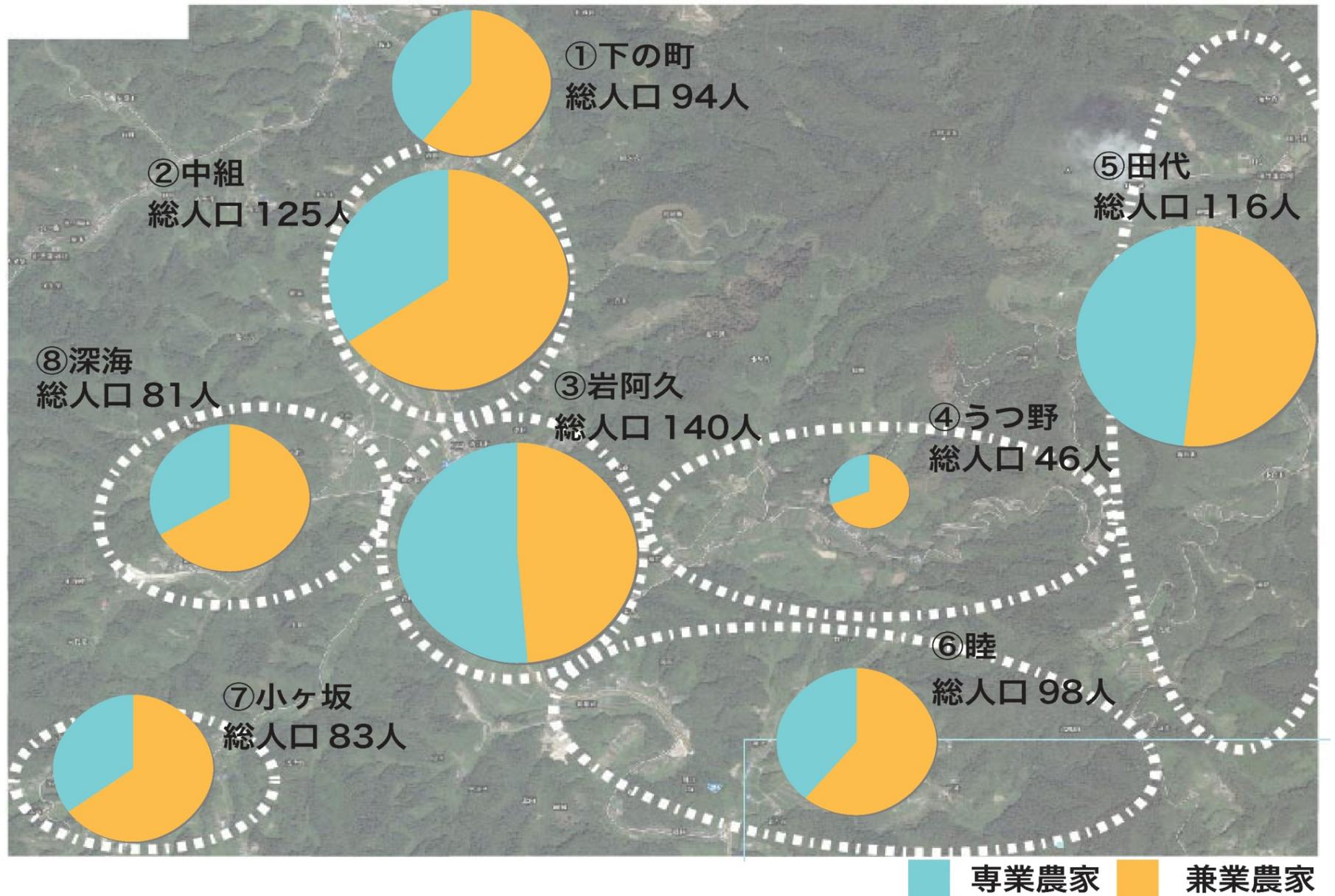
3. 交付金の交付→農山漁村活性化プロジェクト支援交付金



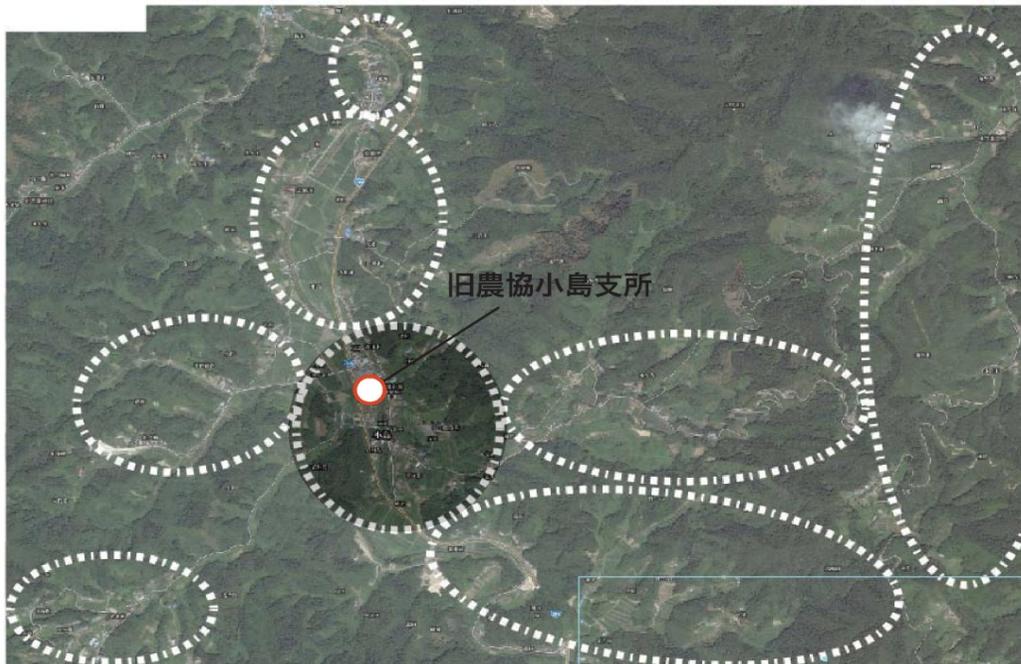
小島地区集落の分布



小島地区集落の人口構成



10月2日(土) 9:00~11:00



朝市 (旧農協小島支所にて)

川俣町の公民館で開かれている朝市(月2回第1、第3土曜日に開催)の様子。朝市では、地域の人々がつくった野菜や工芸品が販売されていた。

また、お茶や手料理を食べながら交流する場が設けられており、そこで川俣町の人々と交流し、地域の魅力や可能性について話し合いを行った。



地域の方がつくった野菜



朝市の様子



手料理をいただきながらの交流

10月2日(土) 13:00~16:00



小学校見学と集落事前調査

川俣町にある小学校2校の見学と集落事前調査を行った。
小学校見学では、川俣南小学校と飯坂小学校の見学を行い、
小島地区の小学校の可能性を検討した。

その後、集落事前調査を行い、旧田代分校や周辺の農家
の方に話を伺った。



川俣南小学校

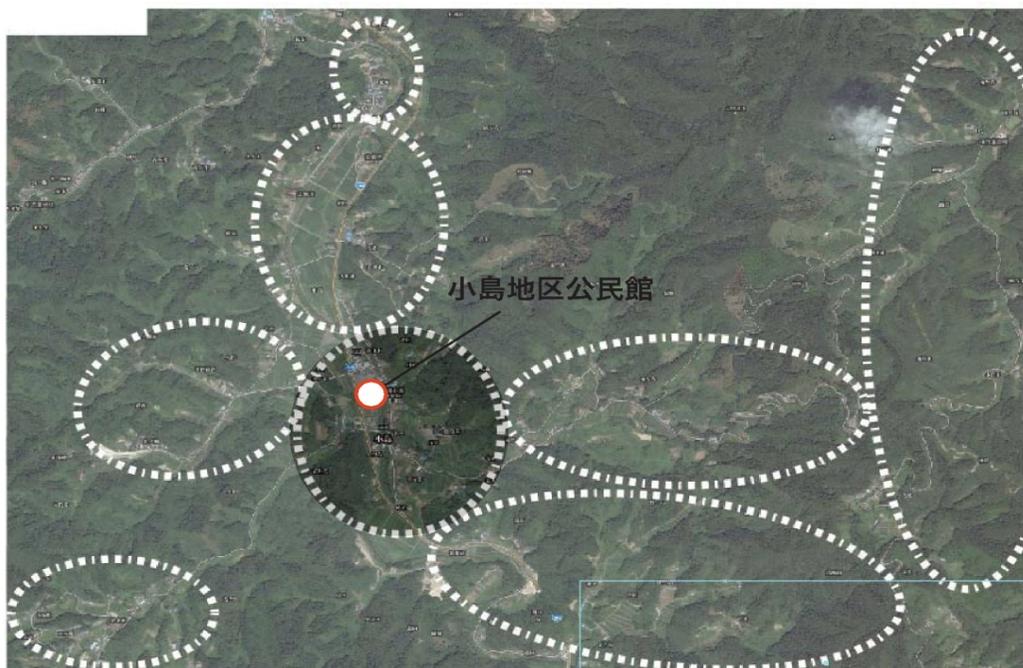


飯坂小学校



田代地区

10月2日(土) 18:00~20:00



夕食会

地域の方々を招いての夕食会を行った。地域の農家の方々に譲っていただき、それを大学生チームで調理した。川俣軍鶏の焼き鳥なども差し入れしていただき、豪華な宴会となった。



大学生チーム

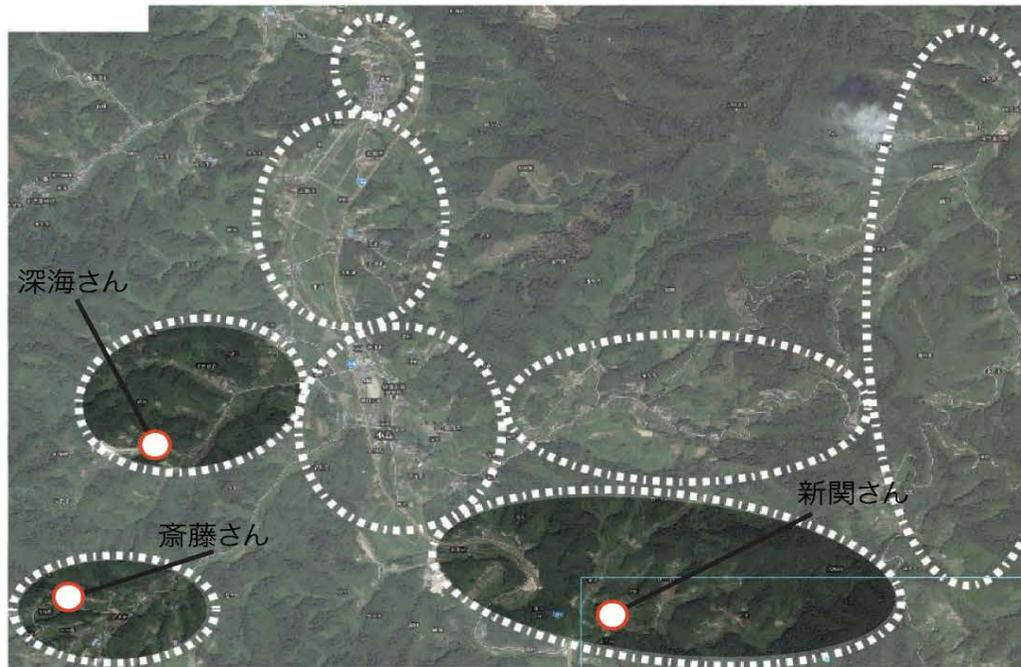


差し入れの野菜でつくったゴーヤチャンプル



宴会の様子

10月2日(土) 20:00~



宿泊

3軒の民家に宿泊させていただいた。1日だけではあったが、伝統的な住宅に住まうという貴重な体験をさせていただいた。

宿泊を通して、少しずつ地域の人々との距離が近づいていくように感じた。



斎藤さん

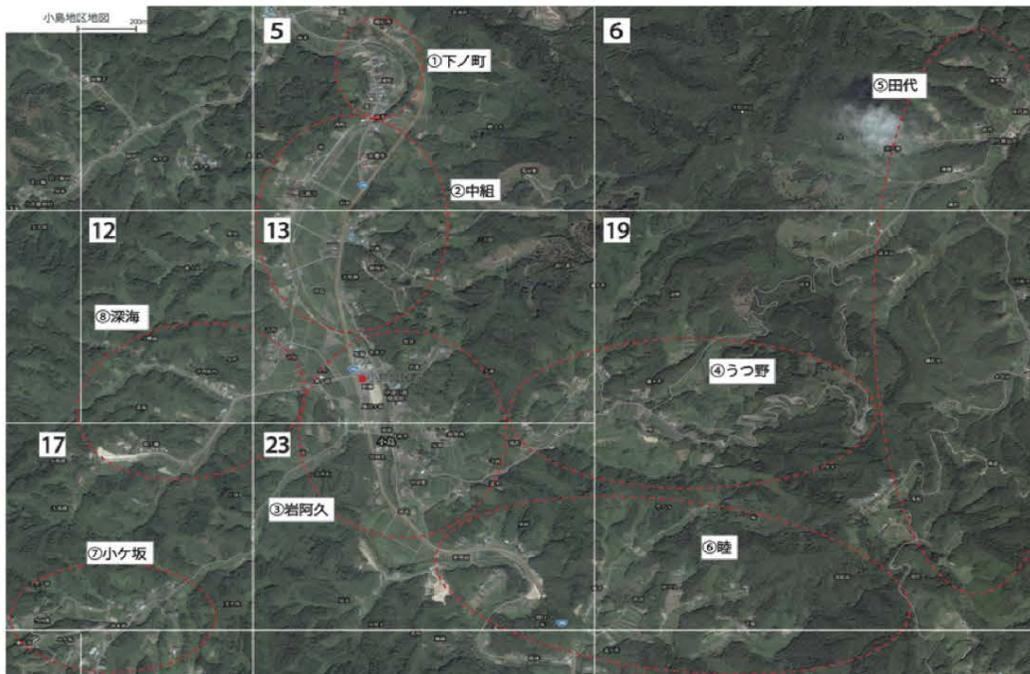


新関さん



深海さん

10月3日(日) ヒアリング：グループA (岩阿久・小ヶ坂)



岩阿久

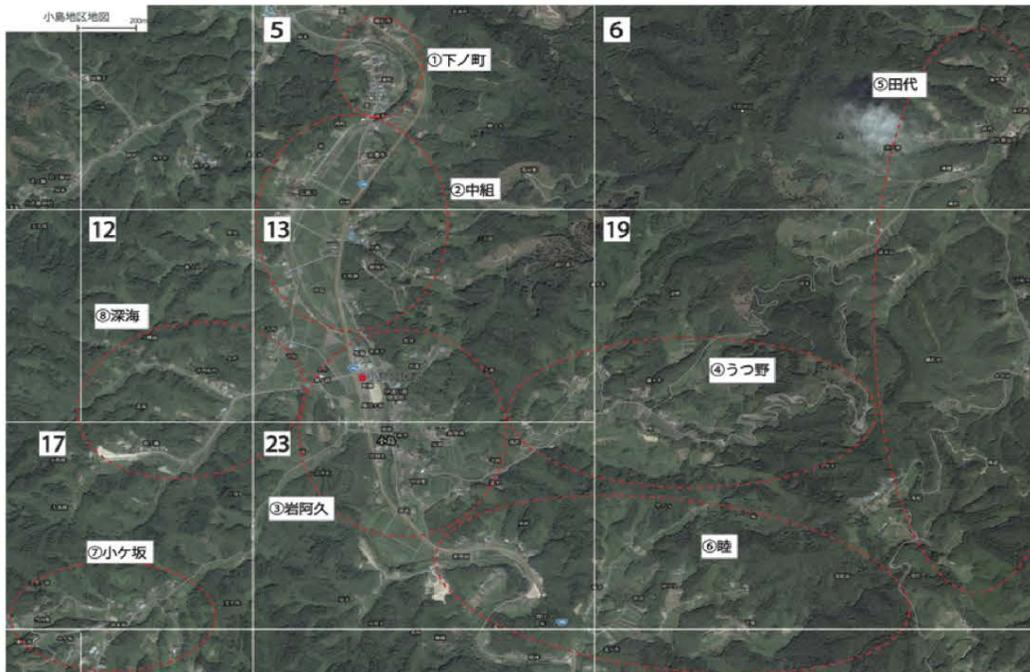
- 定例会が集会場で行われる。
- 草刈りや花植えを行う
- 小島神社：4年に1回 ござりょう祭り開催
- 外で遊ばない。公民館で学童保育のボランティア。

小ヶ坂

- 月1回(毎月5日)、連絡、たまに集金もする
- 水路、掘り上げ作業
- 新年会(2月), 成神興(6月), 花植え(日曜日), 草刈り(8月), 運動会(9月)
- (集落内で) 小学生3名、中学生4名、高校生3名



10月3日(日) ヒアリング：グループA (岩阿久・小ヶ坂)



岩阿久

- 定例会が集会場で行われる。
- 草刈りや花植えを行う
- 小島神社：4年に1回 ござりょう祭り開催
- 外で遊ばない。公民館で学童保育のボランティア。

小ヶ坂

- 月1回(毎月5日)、連絡、たまに集金もする
- 水路、掘り上げ作業
- 新年会(2月), 成神興(6月), 花植え(日曜日), 草刈り(8月), 運動会(9月)
- (集落内で) 小学生3名、中学生4名、高校生3名

さん (小ヶ坂)

- 専業農家
- チェリートマト・米(コシヒカリ・食べる分だけ)・ミニトマト(ハウス)・こがねもち・春菊
- 32a
- 草刈りが大変(特に今年は)、ハウス内の温度
- 後継者はいるが福島市に在住

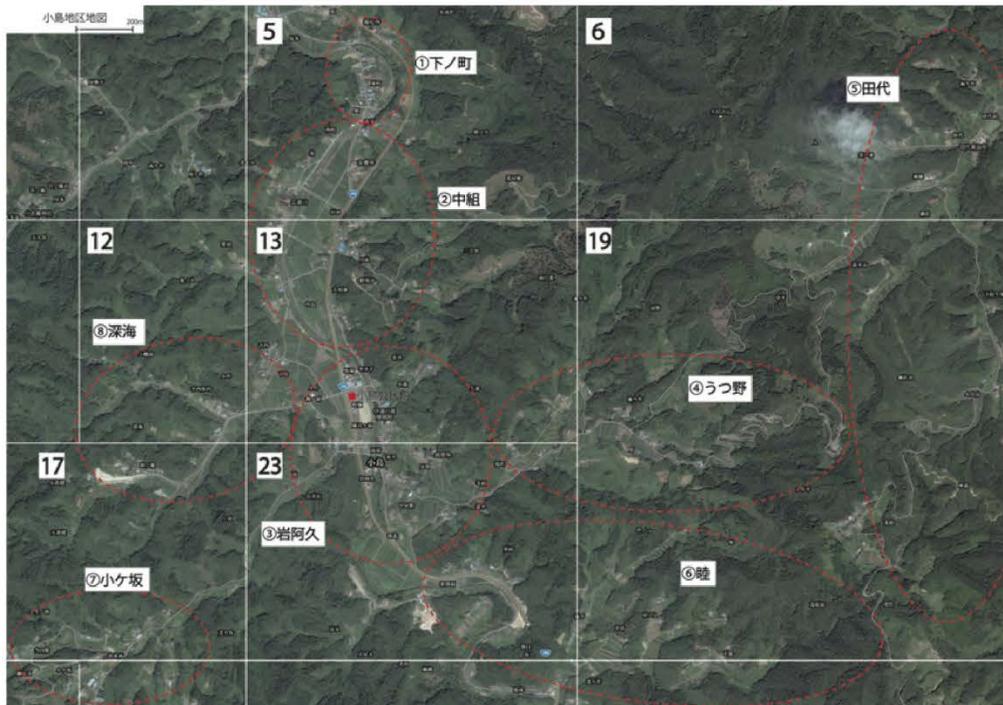
さん (小ヶ坂)

- 第2種兼業農家
- 米や野菜を食べる分だけ
- 2a
- 後継者は同じ敷地内に別居。家同士の行き来はしている。

さん (岩阿久)

- 第2種兼業農家
- 米、野菜
- 1反、15a
- 後継者は福島市に在住

10月3日(日) ヒアリング：グループB (下ノ町・中組・深海)



深海

- ソフトボール大会、運動会、長寿山山開き、ゴリョウ神社祭、民族の会(家庭を訪問してあるテーマに沿った物を集める。一年に一回9月頃)
- 国道沿いに荒れた土地があるのが問題。若い人の意識が田畑に向いていないためだと思われる。
- 部落で区長→副区長→……→という流れがあり、その段取りを踏まないで勝手にやると孤立する事がある。
- 最近では、区長との意見の相違が出た場合は、それを指摘する人もおり、それが村の発展につながると思う。

さん(深海)

- 第2種兼業農家
- 古代米、大豆、小豆、あわ、きび、じゅうねん
- 田んぼ6反 畑1反
- 自然の生態系を維持するために、昔ながらの農業を続けたい。また、現代的な手法だけでなく、伝統的な手法を取り入れながらやりたい。

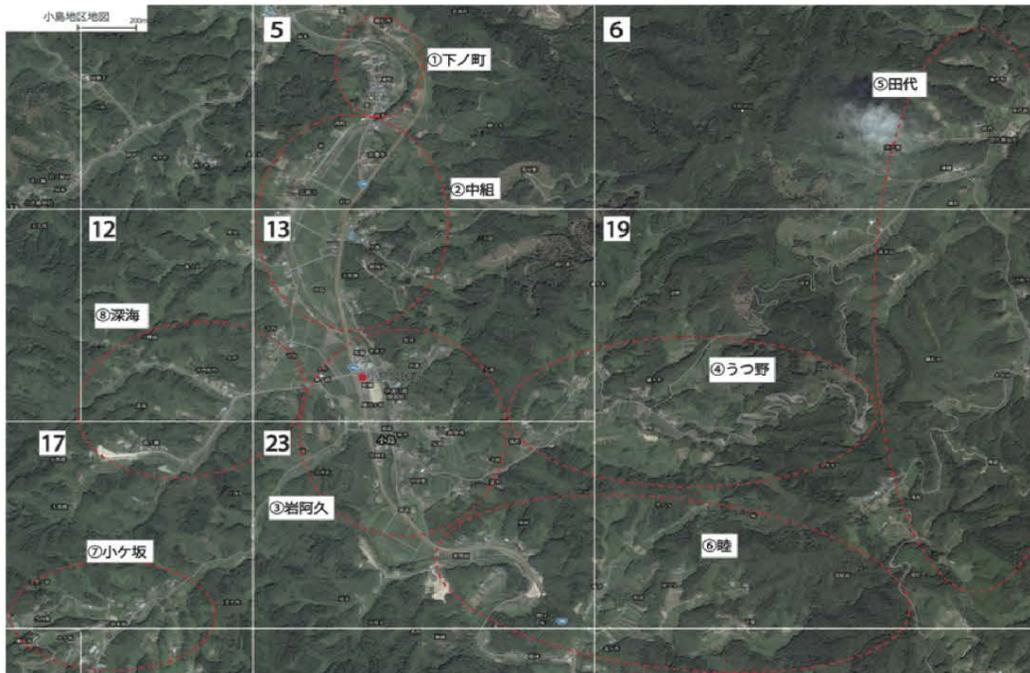
さん(深海)

- 第2種兼業農家
- 米、大根、なす、キュウリ、トマト、春菊、ネギ、ブロッコリー、みょうが、葉わさびなど
- 4反くらい
- 自分たちは続けていきたいが、息子はそういう気が無い様である。

さん(下ノ町)

- 専業農家
- 菊の花、ネギ、ナス、ゴーヤ、長いも、ゴボウ
- 畑が15反、田んぼが2反。
- 「農業で良い事なんて何も無い。」
- 自分がやっていくしかない。
- 息子、嫁、孫がおり、家は続いていくと思われる。

10月3日(日) ヒアリング：グループB (下ノ町・中組・深海)

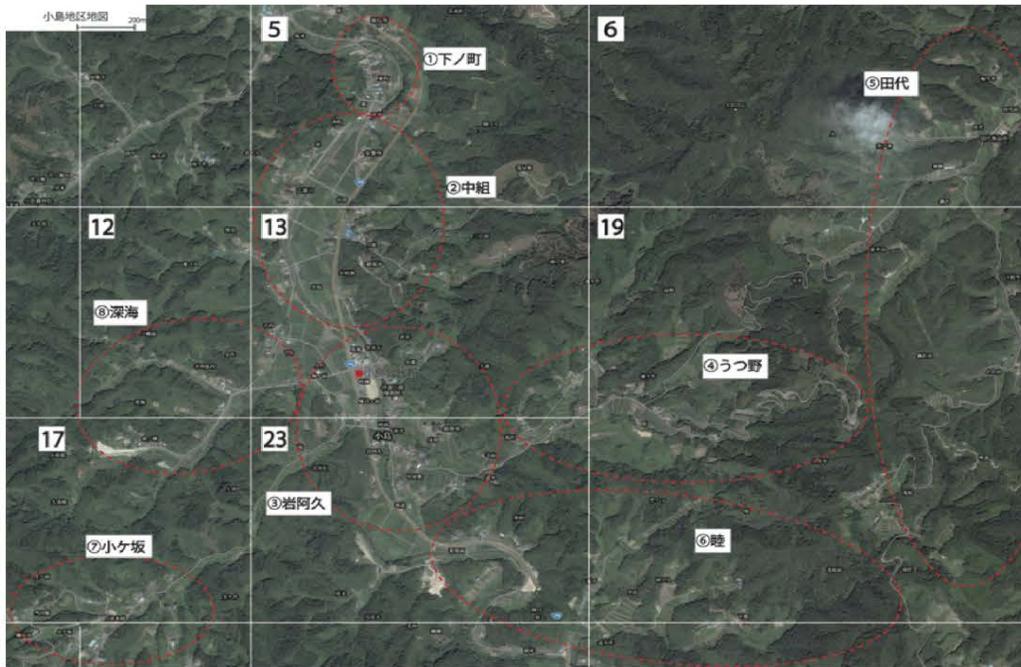


深海

- ソフトボール大会、運動会、長寿山山開き、ゴリョウ神社祭、民族の会(家庭を訪問してあるテーマに沿った物を集める。一年に一回9月頃)
- 国道沿いに荒れた土地があるのが問題。若い人の意識が田畑に向いていないためだと思われる。
- 部落で区長→副区長→……→という流れがあり、その段取りを踏まないで勝手にやると孤立する事がある。
- 最近、区長との意見の相違が出た場合は、それを指摘する人もおり、それが村の発展につながると思う。



10月3日(日) ヒアリング：グループC (うつ野・田代・睦)



田代

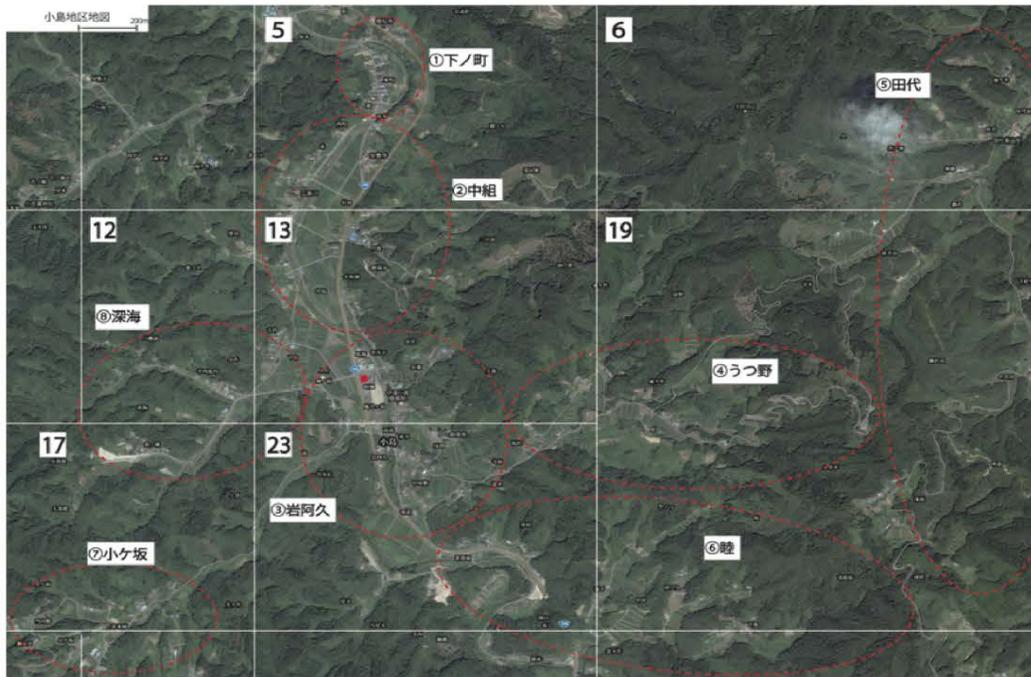
- 今年から盆踊りをやめてしまった(若い人不足)
- ふた月に1回くらい寄り合いがある。草刈の相談、お祭りの打ち合わせなどを行う
- 家の件数にはあまり変化はないけれど、1軒あたりの人数が減っている

睦

- 部落の集会は最近までは月1回行われていたが、今は議題がある時だけ。
- 多くの家が坂の下に建て直して移り住むようになった



10月3日(日) ヒアリング：グループC (うつ野・田代・睦)



田代

- 今年から盆踊りをやめてしまった (若い人不足)
- ふた月に1回くらい寄り合いがある。草刈の相談、お祭りの打ち合わせなどを行う
- 家の件数にはあまり変化はないけれど、1軒あたりの人数が減っている

睦

- 部落の集会は最近までは月1回行われていたが、今は議題がある時だけ。
- 多くの家が坂の下に建て直して移り住むようになった

さん (田代)

- 第2種兼業農家
- 大豆や葉物、さつまいも (家族で食べる分だけ)
- 昭和の初めは家の中で蚕で蚕畑がメイン。桑畑が6反ぐらい。(3, 40年前に収入が見込めなくなったので終わる)

さん (田代)

- 今はほとんどやっていない
- 荒廃農地は集落に多くあり、さんの農地も耕していないところはそうになっている
- 孫 (小学生) はスクールバスの送迎を利用
- 子どもの遊び場は山、畑、川など
- 特に不便は感じていない

さん (睦)

- 第2種兼業農家
- 大豆、白菜、大根など (家族で食べる分だけ)
- 畑が計3反
- 孫 (小学生) を毎日車で送り迎えをしている
- 「継いでくれる若い人がいれば良いが……」
- 移動の便のため坂の下の方に家を建て直した

ヒアリングの整理

農業について

- ・現在の専業、兼業農家の基盤を持続するための具体的な方策が必要
- ・後継者の育成、新規就農者への対応
- ・小島の朝市など外部との関わりの部分を増やす

小学校の廃校の利活用について

- ・体験交流館の機能とともに、施設を運営する組織や運営方法が大事
- ・グラウンドを中心に、小島の自然環境を体感できる部分を盛り込む必要がある。

地域生活について

- ・全体的に高齢化しているが、集落毎に課題が異なる。
- ・集落全体の人達が集まる場が必要。

発見した小島の魅力

風景

余計な情報に巻き込まれないストレスの低い情景。豊かな自然の色彩のある原風景。



人

警戒心と拒絶感の強い都会とは異なる人間関係。気軽に声をかけて応えてくれる関係。



農業

‘(植物を含む)生き物を育てる日常。数多の自然の生き物とともに自然を感じる生活。’



古民家

長い歴史を経てきた気配。土地の生活根差した記憶を残した造り。



食材

うまい。味が良いということ。命を育て頂くという感覚。



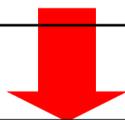
淡交石

ここにしかないもの。他では手に入らない「この場所」の記憶を呼ぶもの。



旧小島小学校の活用

ヒアリング結果より
地区住民の認知不足 近年の校舎転用のため魅力に欠ける 開館後の運営体制が不明確 宿泊機能を如何に活かすか 校庭の活用不足



小島地区の日常生活における拠点づくり

ex 小島地区の情報拠点として活用する

地区の様々なイベントを校庭を含めて積極的に活用する

運営体制

地区住民のボランティアと管理運営を担うスタッフの雇用

小島地区のイメージと合致した特徴をつくる。

ex家具そのものや配置の変更 地場材を活用した校庭のラン

ドスケープの提案

体験宿泊のストーリーをつくる。

ex 自然の不便さ（怪談が出来る場所や山林でのキャンプ等）を魅力として設定する 食材と食事の開発

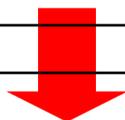
いろいろなサテライトとして活用する。

ex 大学のサテライトキャンパス

小島地区の農村再生

ヒアリング結果より

後継者不足 農業における独自性がない 山林の荒廃化 耕作放棄地を含む
農地管理 若年労働者の欠落



農業の再生

- ・ 集落全体のイメージづくり
ex 古民家（旧養蚕）の空間活用（長期滞在等）
- ・ 集落内の生活
ex 地域防災等のワークショップ
- ・ 農村の再生
ex 体験型の食の開発とイメージづくり
- ・ 山林の活用
ex 専門機関との共同研究などの地場材の活用

地域全体の再生

- ・ 山林整備の体験化 新規定住者のきっかけづくり
ex 古民家の活用やネットワーク化
集落組織との関係づくりのワークショップ

旧小島小学校の利活用による交流拠点へ

小島交流館を様々な交流の拠点とするために、集落内部、集落外の川俣町民、川俣町外（川俣町周辺町民、それ以外）の**3**つの層において、施設の使い方、活用の方法、事業の内容を検討する。

交流館の事業として、

日常的な地域イベントの場としての活用

周辺町外の小学校などの環境教育の場所として活用

* 日常的な運用に地域の方々の共同運営の仕組みの検討

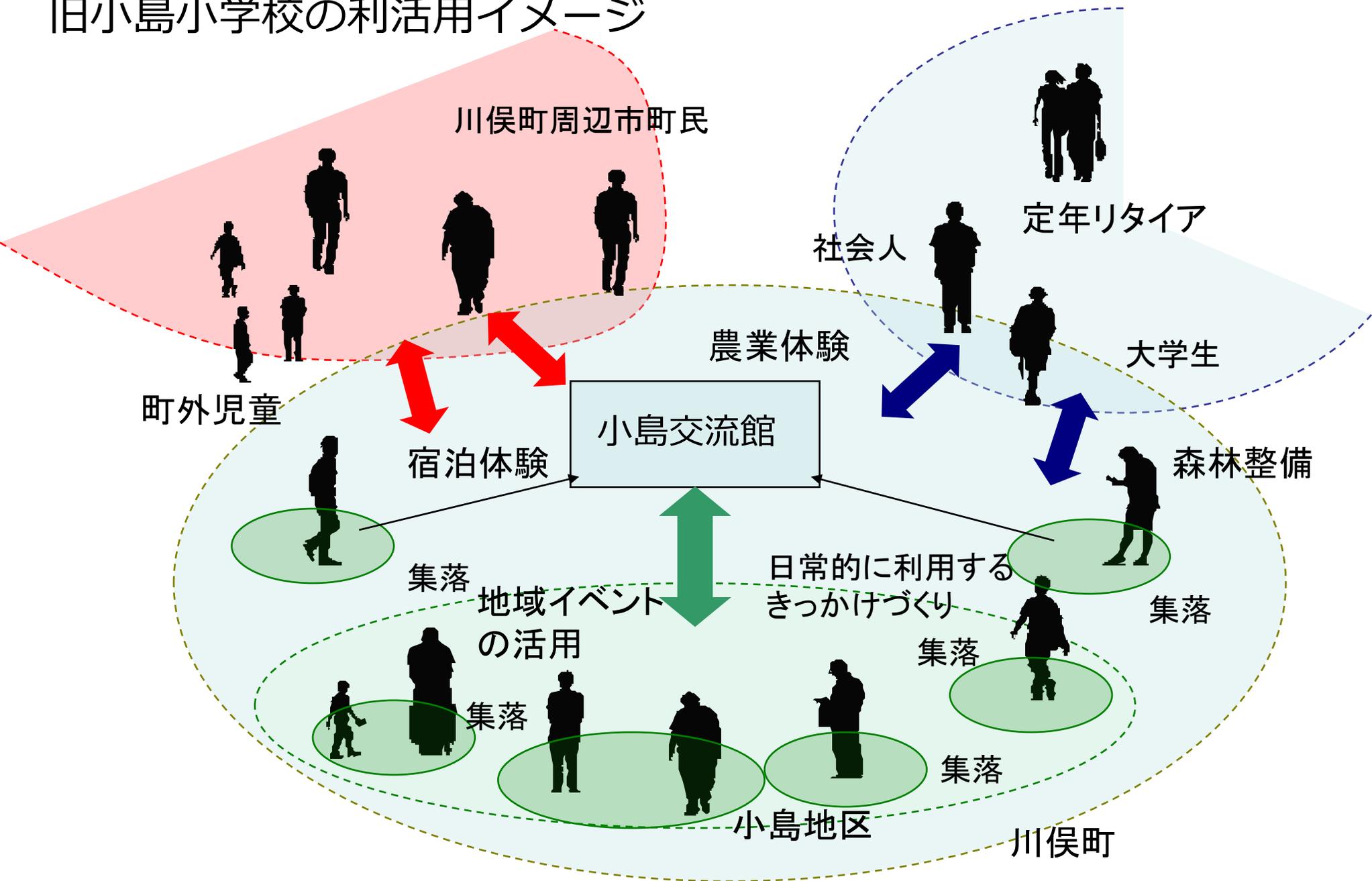
町外を対象とした事業

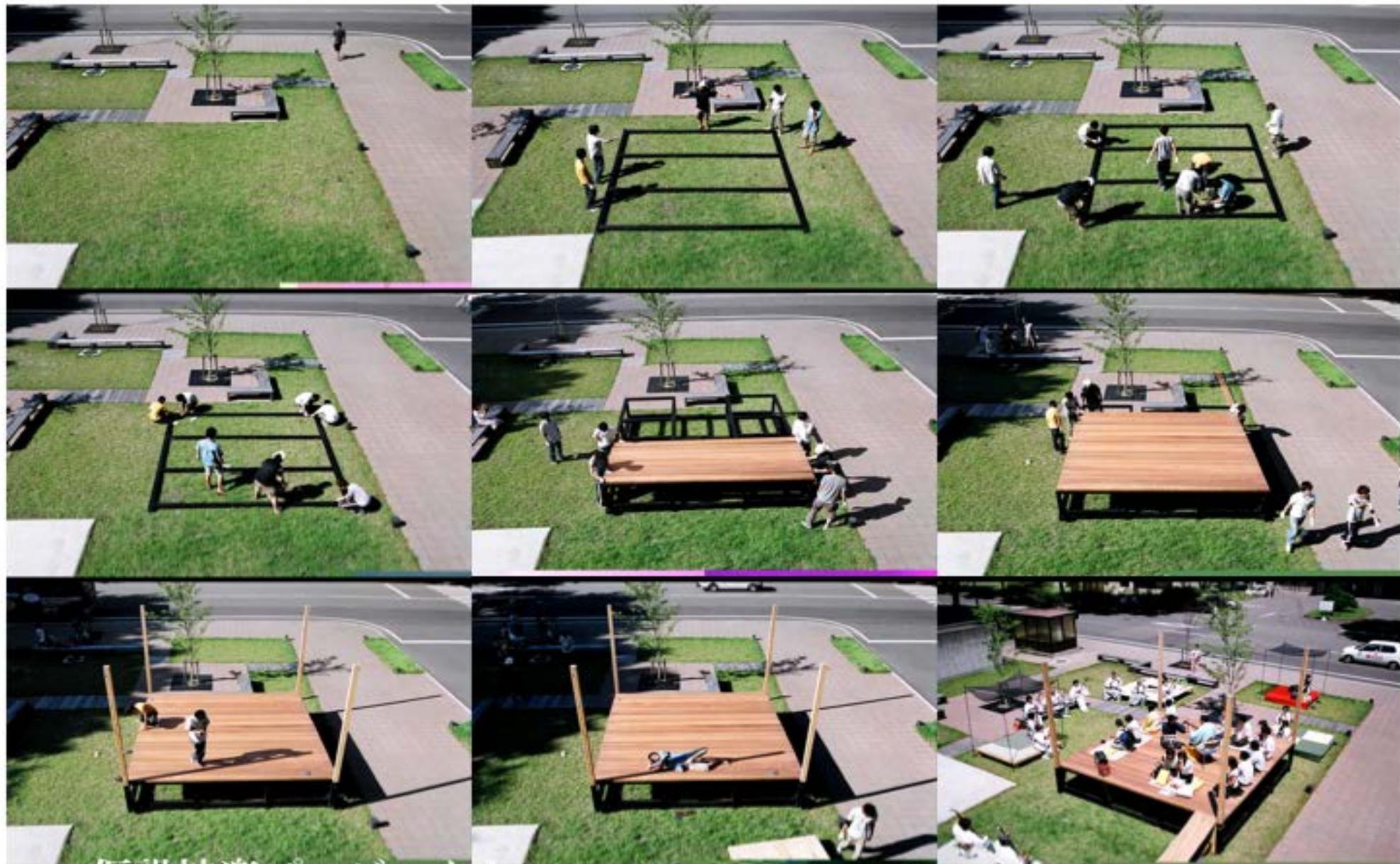
定年のリタイヤ層を想定した、林業体験、農業体験などのプログラム

* 事業の企画・実施の段階においても、大学などの教育機関との連携による学生等の参画

* 事業の質を担保するための専門スタッフの雇用の検討

旧小島小学校の利活用イメージ





仮設神楽プロジェクト
仮設神楽舞台（坂口大洋+かぐら組+はりゅうウッドスタジオ）

仮設舞台の提案

地場材を扱った具体的な提案

地場材の仮設舞台による祭りの提案

